

公益財団法人 東京コミュニティー財団 事業指定助成プログラム

— 基本要項 —

当財団では、社会的課題の解決に取り組む市民活動を支えるため、冠基金等の設立を通じて非営利活動法人等（以下、「NPO等」という）への助成プログラムを管理・運営してまいりました。

日本においても徐々に寄附文化が浸透してきておりますが、さらに広く社会に寄附を促し、寄附文化を醸成する取り組みとして、事業指定助成プログラム型の助成事業を行ってまいります。

注) 本要項は、当財団の事業指定助成プログラムの概要についてご説明するものです。

各事業年度の募集内容詳細については、当該事業年度の募集要項に記載いたしますので、本要項と併せてご覧ください。

1. 事業指定助成プログラムとは？

事業指定助成プログラムとは、寄附者とNPO等とを繋ぐプラットフォームである当財団が行う事業資金集めを支援するプログラムです。

NPO等が取り込まれる社会貢献事業を当財団が広く発信し、その事業に共感された寄附者（個人、企業）を募ることにより、NPO等の寄附による資金集めを支援する仕組みとなります。

2. 本プログラムの効果・特徴 ※下記の効果については、必ずしも保証するものではありません。

(ア) 事業を応援していただける方から、寄附を集めることができる。

(イ) 当財団HPに各事業専用ページを設けることで、当該NPO等の行う事業とその意義を、広く社会にアピールすることができる。

(ウ) 寄附者に事業の活動状況・実施状況を伝え、継続的な支援を促すことができる。

(エ) 当該NPO等の行う事業を広く社会にアピールすることにより、寄附以外の支援など事業に関わる方を増やすことが期待できる。

(オ) 寄附者は、本プログラムへの寄附を行うことで、寄附金控除などの税制優遇を受けることができる。

3. 申請額の限度額及び運営経費

(ア) 申請額（助成希望額）に関して上限額及び下限金額はありません。

(イ) 実施事業にかかる費用の100%の申請が可能です。

(ウ) 申請いただいた事業の実施に関わるものであれば、助成金の使途に制限はありません。

(エ) 実際に助成される金額は、寄附募集総額を上限として、実際に集まった寄附金額から別途定める当財団の運営管理費を差引いたものになります。

※寄附募集総額は、申請額に当財団の運営費を加えた額となります。寄附募集額は助成決定後、申請額をもとに決定します。

※当財団の審査の過程で、事業内容や寄附募集額などの変更を求める場合があります。

4. 申請受付期間

各事業年度の募集要項に記載いたします。ただし、受付期間中であっても、当財団内の審査・事務処理上の都合により、一時的に受付を中断する場合があります。その際には、財団HP上でお知らせいたします。

5. 申請方法

(ア) 当財団HPに掲載されている「助成事業申請書（事業指定助成プログラム）」をダウンロードしてください。

(イ) 「助成事業申請書（事業指定助成プログラム）」に必要事項を記入してください。

(ウ) 「6. 対象団体および対象事業◇対象となる団体（オ）」に記載した団体・事業の概要、財務状況が確認できる書類を、ご準備ください。

(エ) 必要に応じて、申請事業の内容が分かる資料をご準備ください。

(オ) 上記（イ）（ウ）（エ）の書類を、電子メール、配達状況の分かる「特定記録郵便」等にて当財団事務局まで送付いただくか、当財団事務局までご持参ください。

6. 対象団体および対象事業

◇ 対象となる団体

以下の（ア）～（キ）全てに該当する団体であること。

(ア) 日本国内に事務所を置く特定非営利活動法人・公益法人・任意団体・一般法人・市民活動団体（法人格の有無は不問）であること

(イ) 定款（約款等でも可）と役員名簿を有し、年度ごとに予算書の作成と決算を行っていること。

(ウ) 定められた方法で領収書等を保存するなど、適正に会計が管理できること。

(エ) 社会的な課題や自団体の組織課題を把握し、改善・解決に向かう意欲を持っていること

(オ) 寄附募集活動に、自ら積極的に取り組む意欲を有すること(カ)以下のいずれにも該当しない団体

体であること

※ 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体

※ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体

※ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団

体（以下「暴力団等」という）、その他法令、公序良俗等に違反する団体

※ その他、本プログラムへの参加が不適切であると当財団理事会が判断した団体。

(キ)「登記事項全部証明書（法人の場合）」「定款」「決算書」「事業報告書やパンフレット等の活動内容が判る書類」（コピー可）等により、団体・事業の概要、財務状況が確認できる団体であること。（必要に応じて、追加資料をお願いする場合があります）

※ 設立後1年未満で、1期目の決算を終えていない法人及び団体で、上記書類が準備できない場合は、事業内容・運営体制・財務状況が分かる任意形式の書類を準備の上、当財団事務局にご相談ください。

◇ 対象となる事業

当財団が行う公益事業は、公益目的事業※分野で活動するNPO等に対する助成を目的としております。※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第1項第4号 別表に定める事業そのため、本プログラムで対象となる事業は、上記の公益目的事業に属する事業であり、かつ、以下の（ア）（イ）（ウ）全てに該当する事業であることが必要となります。

なお、1団体あたりの申請事業数に制限はありません。

(ア)「対象団体」が実施する社会的な課題解決のための公益目的事業を対象とします。

(イ)原則として、申請時に定めた寄附募集期間の終了後1年以内に終了する事業となります。

※ 上記を超える実施期間が必要な事業については、別途、当財団事務局にご相談ください。

(ウ)以下のいずれにも該当しないこと

※ 営利を目的とする活動

※ 個人的な活動や趣味的なサークル活動

※ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動

※ 暴力団等及び反社会的勢力と関係のある、またはその疑いがある活動

※ その他法令、公序良俗等に違反する活動

※ その他、本プログラムへの参加が不適切であると当財団理事会が判断した活動

注)本プログラムを利用できる申請事業の対象分野については、事業年度ごとに異なる可能性があります。詳細については、各事業年度の募集要項をご覧ください。

7. 選考について

(ア)事務局による書類審査の後、当財団内の所定の手続きで選考し、理事会等で承認した後に、結果を通知いたします。

(イ)選考では「5.申請方法」に記載の各種申請書類などを確認した上で、選考基準（下記参照）を基に、採択の可否と助成限度額を決定いたします。

※ 選考の過程で、事業内容や助成限度額などの変更を求める場合があります。

(ウ) 採択件数の定めはありません。

【選考基準の概要】

- * 事業指定助成プログラムの趣旨と条件に合致しているか。
- * 地域的なニーズや課題を的確に踏まえた上で、申請事業が課題の解決や社会の健全発展に貢献する公益性が認められる事業であるか。
- * 目的、目標、事業計画、事業予算、寄附獲得方針・プランが明確で、妥当なものか。
- * 実現可能な事業かどうか（体制、財源、寄附獲得プラン、スケジュール等）。
- * 寄附集めに関して自発的で積極的な意欲があるか。
- * 寄附者への事業報告方法が明確であり、実施可能であるか。
- * 広く社会に情報が発信されている（発信することができる）か。
- * 過去に本プログラムで寄附を募っている場合、その際の取り組み実績。

8. 寄附募集期間と事業実施期間

(ア) 寄附募集期間は、申請時に寄附募集期間と定めた期間（最大1年間）となり、この間は当財団等の仕組みを活用して寄附を受け入れます。

(イ) 事業実施期間は、原則として寄附募集期間終了後1年以内に終了するものとします。

※ 1年を超える実施期間が必要な事業については、別途、当財団事務局にご相談ください。

(ウ) 毎月末の時点で、当財団に集まっている貴団体への助成可能額を、翌月上旬に通知します。

(エ) 助成可能額があれば、助成金は寄附募集期間内であれば毎月受け取れます。集まった寄附金から当財団の運営管理費を除いた金額を上限に、助成金交付を申請できます。

(オ) 申請内容を確認後、銀行振込で助成金を交付します。（交付申請日から5営業日以内）

(カ) 貴団体からの情報を希望されている寄附者については、その名簿をお渡しします。

9. 申請団体に実施いただくこと（必須）

本プログラムは、採択団体の皆様の寄附集めを、当財団が支援しながら実施するものです。当財団が全てを引き受け、寄附集めを代行するものではありません。

寄附集めには、当事者が声を上げ動くことが大切です。本機会を効果的なものにするために、以下の項目について実施をお願いいたします。

- (ア) 寄附金集めに関する組織内の合意と組織全体での主体的・積極的な行動（寄附のお願い）
- (イ) 定期的な活動状況や寄附のお願いの発信（HP、SNS、ブログ等）
- (ウ) 寄附金集めを呼びかけるイベント等への参加
- (エ) 事業計画の進捗状況について当財団との適宜確認
- (オ) 事業実施後の当財団への報告（実施期間により中間報告が必要となる場合もあります）

(カ) 事業実施後の寄附者への報告（申請内容による）

(キ) 地域社会等への報告（申請内容による）

■申請先／本プログラムについてのお問い合わせ先

公益財団法人東京コミュニティー財団 事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル5F

T E L : 03-5212-5244（平日 9:00～17:30） F A X : 03-5212-5216

電子メール : jimukyoku@tmcf.or.jp

ホームページ : <https://tmcf.or.jp/>